

瀬戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月20日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第33号

瀬戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例

瀬戸市国民健康保険条例（昭和36年瀬戸市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(出産育児一時金) 第4条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>40万8千円</u> を支給する。ただし、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書の規定に準じて、市長が必要と認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を限度として加算するものとする。 2及び3 <省略>	(出産育児一時金) 第4条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>40万4千円</u> を支給する。ただし、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書の規定に準じて、市長が必要と認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を限度として加算するものとする。 2及び3 <省略>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の瀬戸市国民健康保険条例第4条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の被保険者の出産から適用し、同日前の被保険者の出産については、なお従前の例による。